

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直した上で2年間延長する。

エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）

乗用車

現行	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	
自動車重量税	本則※2	▲25%		▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%		非課税



平成29年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準				EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	
自動車重量税	対象外	本則※2	▲25%	▲50%	▲75%			免税※3
自動車取得税	対象外		▲20%	▲40%	▲60%			非課税



平成30年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準				EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	
自動車重量税	対象外		本則※2	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外			▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税

重量車

現行	平成27年度燃費基準					EV等 ※1
	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外	▲40%	▲60%	▲80%		非課税



平成29・30年度	平成27年度燃費基準					EV等 ※1
	未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%		免税※3
自動車取得税	対象外	▲40%	▲60%	▲80%		非課税

グリーン化特例（自動車税等）

現行	平成27年度燃費基準				平成32年度燃費基準			EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	+20%	達成※4	+10%	+20%	
登録車	対象外			▲50%	▲75%			
軽自動車	対象外				▲25%	▲50%	▲75%	



平成29・30年度	平成27年度燃費基準				平成32年度燃費基準				EV等 ※1
	達成	+5%	+10%	+20%	達成	+10%	+20%	+30%	
登録車	対象外				▲50%			▲75%	
軽自動車	対象外				▲25%	▲50%	▲75%		

平成29・30年度	軽減率
EV等※1	▲75%

※現行制度のまま
2年間延長

- ※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車税のグリーン化特例においては、電気自動車、天然ガス自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。
- ※2 新車新規検査時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる（平成29年度以降はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く）。
- ※3 乗用車においては、現行制度では、新車新規検査時に免税を受けた車両について、平成29年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%を達成している車両について、平成30年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回継続検査時も免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時も免税する。
- ※4 平成32年度燃費基準達成車については、平成27年度燃費基準+20%を達成している車両のみ50%軽減。